

59

vol.

発行年月日

2025.6.1

みどり
水土里ネット 東播用水

東播用水だより



みどり
水土里ネット

夢ある農業・農村づくり



川代ダム



大川瀬ダム



香吐ダム

東播用水土地改良区
〒673-0512 兵庫県三木市志染町井上683
TEL. 0794-87-0545 FAX. 0794-87-0547
メールアドレス: soumu@toban-yosui.jp

どうばんようすい

目次

第54回 通常総代会

2

令和5年度 一般会計決算

3

令和7年度 一般会計予算

3

令和5年度 小水力発電事業の実績について

4

関係機関紹介

4

令和7年度 事業計画

5

パイプライン補修資材の貸し出しについて

5

こんなときは必ず土地改良区へ通知を!

6

組合員資格得喪通知書の提出について

7

令和7年度 賦課金

8

水利施設管理強化事業の実施状況について

9

土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況について

9

維持管理事業の実施状況について

9

TT未来遺産運動からのお知らせ

10

東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ

10

一緒に働きませんか!“職員募集”

10

第54回 通常総代会



理事長
仲田 一彦

本日、ここに東播用水土地改良区第54回通常総代会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

総代及び来賓の皆様方には、大変御忙しいなか御参集を賜り、土地改良区の運営、事業推進に当たりましても格別の御理解と力強い御支援を頂戴しておりますことに心より感謝申し上げます。

東播用水の昨年の状況についてご報告申し上げます。年間降水量1,366mmで平年並みの降水量でした。貯水状況は4月～6月の降雨でかんがい前半の貯水率は90%を維持しましたが、7月から9月にかけて記録的な猛暑が続き、台風の影響や降水量も少なく、9月当初は大川瀬ダム・吞吐ダム共に50%を切り、9月18日には第1回水系合同水利調整会議を開催し、26日以降ため池への送水停止措置を決定したことによりご不便とご心配をおかけいたしました。

次に、令和7年1月24日農林水産省より兵庫県北

播磨・六甲山北部地域の「兵庫の酒米「山田錦」生産システム」が、日本農業遺産に認定されたとの発表がございました。「山田錦」の生産において配水管理の役割で一端を担う者として喜ばしい限りです。この認定を通じて兵庫県産「山田錦」の振興と次世代への継承、地域の益々のご発展を祈念いたします。

次に、兵庫県営事業の岩岡支線水路の2ヶ所の水路橋の耐震対策工事につきましては、「天郷水路橋」は令和5年10月20日に着工、令和6年6月28日に完工いたしました。また、「岩岡水路橋(第二神明道路)」につきましては、令和7年度に用地買収及び道路横断工一式、令和8年度に完工予定で進めていただきますので、引き続き事業全般の円滑な推進、実施に協力してまいります。

最後になりましたが、本日提案をいたしております議案は、令和5年度決算関係書類の承認など14議案を提案しております。

議案の内容につきましては、提案の折にご説明申し上げますので、十分なる御審議の上、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

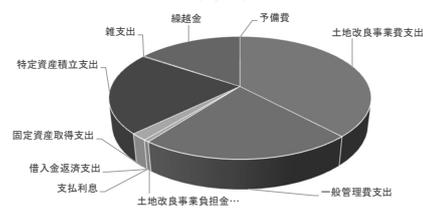
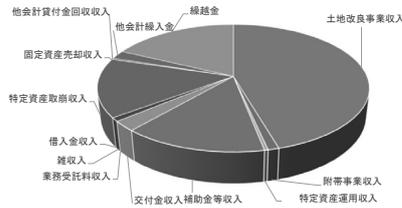
令和7年3月24日

令和7年3月24日、三木市立市民活動センターに於いて第54回通常総代会を開催、総代定数79名中67名出席のもと、古谷博副理事長の開会宣言により開会、議長に小池光雄総代（神戸市北区大沢町）、議事録記名人には梶暢彦総代（神戸市西区神出町）、松尾康平総代（加古川市八幡町）を選任し議事に入り、慎重に審議が行われ、提出した議案はすべて原案どおり可決されました。

提出議案

- 第1号議案 令和5年度決算関係書類の承認について
- 第2号議案 東播用水土地改良区定款及び役員選任規程の一部改正について
- 第3号議案 令和6年度一般会計・特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 第4号議案 賦課金の不納欠損処理について
- 第5号議案 令和7年度事業計画について
- 第6号議案 令和7年度賦課金の賦課徴収について
- 第7号議案 令和7年度基盤安定基金積立資産の一部処分について
- 第8号議案 令和7年度加入金について
- 第9号議案 令和7年度役員及び総代の報酬・日当について
- 第10号議案 令和7年度地区除外決済金額について
- 第11号議案 令和7年度一般会計・特別会計収支予算について
- 第12号議案 令和7年度一時借入金の限度額及び借入方法について
- 第13号議案 令和7年度余裕金及び積立金の預入先について
- 第14号議案 役員の補欠選任の方法について

令和5年度 一般会計決算



収入の部

(単位：円)

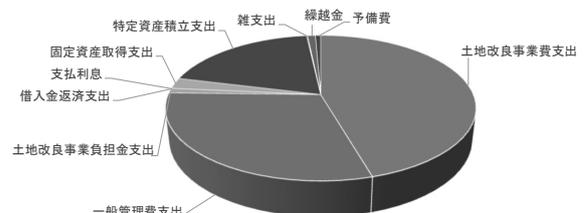
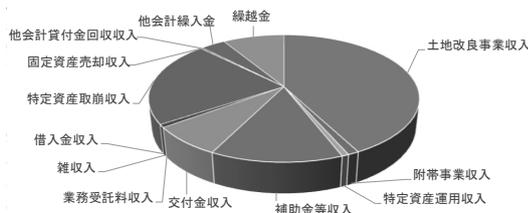
土地改良事業収入	188,651,693
附帯事業収入	4,543,101
特定資産運用収入	1,534,678
補助金等収入	59,657,136
交付金収入	10,440,000
業務受託料収入	0
雑収入	3,812,286
借入金収入	0
特定資産取崩収入	61,799,668
固定資産売却収入	120,000
他会計貸付金回収収入	1,371,880
他会計繰入金	8,940,107
繰越金	73,842,788
収入総額	414,713,337

支出の部

(単位：円)

土地改良事業費支出	157,744,252
一般管理費支出	92,508,375
土地改良事業負担金支出	2,439,781
借入金返済支出	0
支払利息	0
固定資産取得支出	7,579,240
特定資産積立支出	89,724,357
雑支出	883,748
繰越金	63,833,584
予備費	0
支出総額	414,713,337

令和7年度 一般会計予算



収入の部

(単位：円)

土地改良事業収入	191,023,000
附帯事業収入	5,090,000
特定資産運用収入	3,185,000
補助金等収入	60,120,000
交付金収入	33,930,000
業務受託料収入	1,000
雑収入	3,381,000
借入金収入	2,000
特定資産取崩収入	98,358,000
固定資産売却収入	101,000
他会計貸付金回収収入	1,380,000
他会計繰入金	15,670,000
繰越金	39,514,000
収入総額	451,755,000

支出の部

(単位：円)

土地改良事業費支出	205,586,000
一般管理費支出	134,975,000
土地改良事業負担金支出	4,797,000
借入金返済支出	2,000
支払利息	2,000
固定資産取得支出	10,900,000
特定資産積立支出	87,585,000
雑支出	560,000
繰越金	4,348,000
予備費	3,000,000
支出総額	451,755,000

令和5年度 小水力発電事業の実績について

令和5年度決算

(単位：円)

項目	金額	割合	
		本区 50.50%	企業庁 49.50%
売電収入	24,659,127		
雑収益(利子)	173		
支払消費税	△ 1,867,400		
発電事業収入計	22,791,900	11,509,909	11,281,991
発電施設維持管理費	△ 6,492,064	△ 3,278,492	△ 3,213,572
差引利益	16,299,836	8,231,417	8,068,419
特定資産運用収入	18,547	18,547	
特定資産取崩収入	0	0	
一般会計借入金返済支出	△ 678,549	△ 678,549	
特定資産積立支出	△ 3,129,594	△ 3,129,594	
大川瀬ダム 合計	12,510,240	4,441,821	8,068,419
売電収入	21,357,142		
雑収益(利子)	164		
支払消費税	△ 1,852,400		
発電事業収入計	19,504,906	9,849,978	9,654,928
発電施設維持管理費	△ 2,931,772	△ 1,480,545	△ 1,451,227
差引利益	16,573,134	8,369,433	8,203,701
特定資産運用収入	16,649	16,649	
特定資産取崩収入	0	0	
一般会計借入金返済支出	△ 693,331	△ 693,331	
特定資産積立支出	△ 3,194,465	△ 3,194,465	
呑吐ダム 合計	12,701,987	4,498,286	8,203,701
両施設 総計	25,212,227	8,940,107	16,272,120

国の指導に基づき、令和元年度より当該年度内に利益をそれぞれに配分し、令和3年度より発電所ごとに経理しています。令和5年度は894万円を一般会計へ繰り入れ、維持管理費用の一部に充当して農家負担の軽減を図っています。

関係機関紹介

東播用水土地改良区の事業の円滑な推進、維持管理等にご指導を賜っております。国、県、市町関係の関係部署を紹介します。

[近畿農政局]

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所(呑吐ダム)
川代ダム管理所
鴨川・大川瀬ダム管理所

[関係市町]

神戸市経済観光局農政計画課
明石市環境産業局産業振興室農業振興課
加古川市産業経済部農林水産課
三木市産業振興部農地整備課
稲美町経済環境部産業課

[兵庫県]

農林水産部農地整備課
神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸土地改良センター
北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所

[関係団体]

全国土地改良事業団体連合会
兵庫県土地改良事業団体連合会

令和7年度 事業計画

1. 水利施設の維持管理・配水管理を適切に行う。
 - 1) 東播用水土地改良区維持管理事業計画及び関係諸規程を遵守し、管理施設の保守点検・整備・その他日常必要な維持管理業務を適切に行う。
 - (1) 主要水利施設

①用水路	23路線 (約373km)
②揚水機場	26機場
③頭首工	2ヶ所
④遠方監視制御施設	36局 (親局含む)
 - (2) 小水力発電施設 2ヶ所 (吞吐ダム小水力発電所、大川瀬ダム小水力発電所)
 - (3) 計画的に補修整備、改修を行うとともに軽微なものは直営により機能を保全する。
 - 2) 利水調整規程に定める配水計画に即した適正な配水を行う。
 - (1) 補給計画ため池等の個所 498ヶ所
 - (2) 面積 7,049ha (配水管理体制整備計画面積)
 - (3) 渇水に備えて節水意識の高揚と啓発に努める。
2. 加古川水系広域農業水利施設総合管理事業の円滑な実施、推進に協力する。
3. 岩岡支線水路水路橋等の耐震対策、長寿命化を図るため事業の円滑な実施、推進に協力する。
4. 補助事業を適正かつ円滑に執行する。
 - 1) 土地改良施設維持管理適正化事業
 - 2) 水利施設管理強化事業
 - 3) 地域躍動推進事業
5. 当該年度賦課金及び未収賦課金の徴収に努める。
6. 淡山疏水・東播用水未来遺産運動の推進及び世界かんがい施設遺産の啓発に努める。
7. その他
 - 1) 維持管理事業に関する農家負担の軽減につながる調査・研究に努める。
 - 2) 維持管理事業を円滑に推進するため積極的に広報を行う。

パイプライン補修資材の貸し出しについて

パイプラインの老朽化による漏水事故が多発しています。本区でも緊急補修に備え入手に時間がかかる大口径資材を備蓄しています。緊急補修に必要な資材がございましたら貸し出しますので水利代表者の方よりお申し付けください。



【KCジョイント】
 $\phi 200$
 $\phi 250$
 $\phi 300$



【ストラブクランプ】
 $\phi 100$ $\phi 150$
 $\phi 200$ $\phi 250$
 $\phi 300$
 (用途) 配管の溶接部やピンホール
 腐食割れした部分の漏水補修材



【バンド管】
 $\phi 300$ 45°
 $22^\circ 1/2$

組合員のみなさまへお願い こんなときは必ず土地改良区へ通知を！

☆ 農地の権利移動、組合員の資格交替があったとき

- ◎土地の所有権移動（売買、相続等）、耕作権の移動（小作等）
- ◎組合員の交替（※組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等）
- ◎住所変更

このような時は、土地改良法によって組合員から土地改良区へ通知するよう義務付けられています。

届出のない場合は、土地原簿（賦課台帳）が修正されないので、従来どおり賦課金が課せられます。速やかに通知して下さい。又、3月31日が切替日になります。

●提出書類 ⇒ 組合員資格得喪通知書

◎農地転用・地区除外をされる場合は、当土地改良区への申請と決済金の納入が必要です。

農地を転用される場合は、当土地改良区への届け出と地区除外決済金の納入（意見書交付時）が義務づけられています。

また、地目が田からほかの用途に地目変更される場合も同様の手続きが必要となります。公共用地（道路、河川等）として、売買又は寄付された場合も申請と決済金が必要です。

令和7年度 農地転用決済金額

☆総合管理事業決済金	10a当り	18,800円	} 計168,800円
☆維持管理事業決済金	10a当り	150,000円	
☆意見書等発行手数料	1申請	1,000円	

ご注意ください！

※不動産の相続登記が義務化されました。

相続登記がなされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国的に急増し大きな社会問題となっています。そのため、この問題解決のため令和3年に不動産登記法が改正され、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが、令和6年4月1日から義務化されましたので、ご注意ください（なお、令和6年4月1日以前に相続した不動産も、相続登記されていないものは、義務化の対象になります）。

- ◎通知書類（組合員資格得喪通知書、農地転用等通知書）の様式は、ホームページから印刷してご利用いただけます。またご希望の方には郵送いたします。各種届出用紙が必要な場合、またご不明な点がございましたら下記の総務担当庶務係までご連絡ください。

東播用水土地改良区 総務担当（庶務係）

〒673-0512 三木市志染町井上683

T E L 0794-87-0545 ホームページ：http://www.toban-yosui.jp

F A X 0794-87-0547 メール：soumu@toban-yosui.jp

○ホームページ
QRコード



組合員資格得喪通知書の提出について

前項に例示した農地の移動や組合員の資格変更が生じた場合は、土地改良法第43条第1項の規定により組合員は土地改良区にその旨を届け出ることが義務付けられています。届け出がなければ、土地原簿が変更されずこれまでどおり賦課されてしまいます。変更があったら、次の記載例を参考にさせていただき、通知書を速やかに土地改良区に提出してください。

記入例 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が喪失したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出日を記載してください

現資格者 現資格者の住所・氏名などをご記入ください

住所 **三木市志染町井上683** 故人の場合は押印不要

氏名 **東播花子** 印

電話番号 **(0794) 87-0545**

自治名

新しく組合員になれる方の記入欄を記載漏れのないようご記入ください

新資格者 押印してください

郵便番号 **673-0512**

住所 **三木市志染町井上7777**

(フリガナ) **トウバン タロウ**

氏名 **東播太郎** 印

電話番号 **(0794) 87-0547**

生年月日 **昭和8年8月8日生** 男・女

自治名 平成

相続・贈与等で、現資格者の土地をすべて異動する場合は、こちらに『チェックマーク』を入れて下さい

東播用水土地改良区理事長 様 現資格者の土地の一部を変更となる場合は、こちらに『チェックマーク』を入れ対象の土地を記入して下さい

記

1. 資格得喪の対象たる土地 (必ずチェックを願います。無き場合は無効となります。)

どちらかに必ずチェック

- すべての場合
東播用水土地改良区の土地原簿のとおり
- 一部の場合 (下記に対象の土地を記載して下さい。)

市町名	大字	字	地番	地目	地積(m ²)	備考(用途)
志染町	井上	本虫	777	田	1000	

※該当する原因に○印をお願いします。該当する項目がなければその他に○印をつけた上、原因を記載してください

2. 資格得喪の原因及びその時期

1) 原因 **相続**・売買・贈与・経営移譲・自小作解消
使用貸借・住所変更・その他()

2) 時期 **令和〇〇年〇〇月〇〇日** 上記原因となった時期を記載してください

令和7年度 賦課金

賦課金は、毎年4月1日現在の組合員名簿、土地原簿賦課面積により算出しています。

◆ 賦課金（経常賦課金・維持管理費）の内訳

- ・経常賦課金 10a当り 1,500円（全受益地・基盤安定基金積立金500円を含む。）
- ・維持管理費 下記賦課区分の通り（配水可能地域） (10a当り)

賦課単価区分	賦課基準区分	配水実績水量幅	単価（円）
A	ため池掛（A）	10㎡未満	600
	農地造成（A）		
B	ため池掛（B）	10㎡以上～200㎡未満	900
	農地造成（B）	10㎡以上～80㎡未満	
C	ため池掛（C）	200㎡以上～600㎡未満	1,000
	農地造成（C）	80㎡以上～120㎡未満	
D	ため池掛（D）	600㎡以上～900㎡未満	1,200
	農地造成（D）	120㎡以上	
E	ため池掛（E）	900㎡以上	1,300
F	井堰掛・畑・濃縮地区		600
G	井堰掛（志染川・美の川）		300

付記：ため池掛及び農地造成の配水実績水量については前年度より過去5年間の10a当りの平均配水量です。

◆ 賦課及び徴収方法

土地改良区から各組合員に対し賦課金通知書を発行します。

但し、団体（水利等）で徴収委託契約を締結している場合は一括して水利委員等へ配布します。

賦課単価決定根拠となる平均配水量調書及び土地原簿については毎年賦課水系単位で関係水利委員へ配布しています。

◆ 納入期限

令和7年7月31日（年1回徴収） ※賦課金合計が30万円以下の個人宛ての賦課金通知書はコンビニ納付できます（郵便局は不可）

◎賦課金の口座振替（農協）の活用を推奨しています。

賦課金の納入は、便利な口座振替をお勧めします。納付忘れなく安心して奨励金の還付が確実に受けられます。当分の間、賦課金額の2%を還付（差引額を振替）します。

$$\text{例 } 10,000\text{円} - 200\text{円} (2\%) = 9,800\text{円}$$

なお、口座振替をご利用の方は、振替日前の残高をご確認ください。

（口座振替日：令和7年7月31日）

手続きにご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

東播用水土地改良区 総務担当 ☎0794-87-0545

賦課金は、期限内に納入しましょう！！

土地改良区は組合員皆様の賦課金で運営されており、皆様のため池へ用水を送る土地改良施設の維持管理を適切に行うための経費です。

納入期限内に納めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

賦課金完納に向けた取組について

土地改良区では、貴重な財源である賦課金の完納を目指し、賦課金納付の公平性を保つために、未収対策を行っています。納入期限内に納入の確認が出来ない場合には督促状を発行します。それでも納入が無い場合には、催告書の送付・電話・戸別訪問等を行い納入のお願いをしています。

水利施設管理強化事業の実施状況について

1. 事業概要

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有していますが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められています。

このため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的として実施するものです。

2. 負担区分 ※農家負担はありません。

3. 令和6年度 実施状況

- ・中央幹線水路：流量計整備 3か所
- ・明石川支線水路：流量計整備 1か所
- ・岩岡支線水路：瀬戸川放流ゲート整備 φ350
- ・地区内施設：揚水機場建屋扉整備 2か所
- ・地区内施設：施設案内看板製作据付

4. 令和7年度 実施予定

- ・地区内施設：揚水機場建屋塗装整備
- ・大沢支線水路：流量計整備 1か所
- ・別所支線水路：草谷池分水ゲート整備 φ200

土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況について

1. 事業概要

この事業は、団体営規模以上の事業で造成された施設において事業費が1施設当たり200万円以上で実施できる事業です。

2. 負担区分

農家負担40%（内10%は市町負担です。）

3. 令和6年度 実施状況

- ・吉川支線水路：新田第2揚水機整備
- ・岩岡支線水路：水路補修整備
- ・ゴルフ支線水路：流量計等整備 2か所

4. 令和7年度 実施予定

- ・大沢支線水路：大沢第2段揚水機分解整備
- ・平井農地造成支線水路：水路整備補修
- ・大川瀬導水路：木津揚水機等整備

維持管理事業の実施状況について

1. 事業概要

上記補助事業の要件に該当しない水路・設備等の補修及び整備を実施する事業です。

2. 負担区分

農家負担100%

3. 令和6年度 実施状況

・水路漏水補修	4か所	1,925,000円
・施設整備	3件	2,409,000円
・草刈浚渫等	2件	19,272,000円
・その他	1件	332,750円
合 計		23,938,750円



【水路漏水補修】



TT未来遺産運動からのお知らせ

淡山疏水・東播用水 親子学習会

「淡山疏水と東播用水」は、組合員の皆様の田んぼに、大切な水を送っています。これらのダムや水路のこと、そして農業のことを子供たちに伝えましょう。楽しい昼食会やブドウ狩りもあります。

開催日 令和7年8月20日(水) 9:00~17:00(予定)
内容 TT博物館での学習会、御坂サイフォン、吞吐ダム見学、ぶどう収穫体験などを予定
参加費 親子二人一組 2,000円(小学生3年生以上、昼食代等含む)
※参加を希望される方は、土地改良区事務局までご連絡ください。

淡山疏水・東播用水 ふれあいバスツアー

淡山疏水・東播用水の施設を見学してみませんか。大人を対象としたバスツアーです。淡山疏水・東播用水を軸にした一味違った地域の魅力を感じてください。

開催日 令和7年11月1日(土) 9:00~16:00(予定)
内容 淡山疏水・東播用水施設見学、三木金物まつりへの参加を予定
参加費 1名 1,500円(中学生以上) ※参加を希望される方は、東播用水土地改良区事務局までご連絡ください。

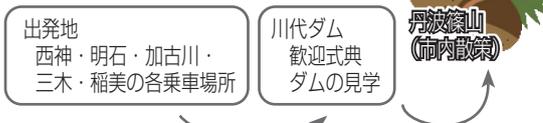
※上記の2つのイベントにつきましては予定であり日程・行程等を変更する場合があります。
※詳細が決まり次第本区ホームページ等でお知らせいたします。

東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ

東播用水 源流ミニツアー

開催日：令和7年10月11日(土) 予定
※募集は旅行代理店が行います **行程**

東播用水の源流、川代ダム・丹波篠山を訪ねてみませんか！このツアーは、ダム施設を見学いただくと共に、丹波地域の森林が地球環境保全に役立っていることを理解し、上流との交流を深めることを目的としています。



式典会場入口



式典会場



川代ダム見学



市内散策

吞吐ダム探検隊

開催日：令和7年11月8日(土) 予定

吞吐ダムの施設見学に参加しませんか！



小水力発電所



ダム堤体階段

ダムの施設見学イベント「吞吐ダム探検隊」を開催します。普段入る事ができないダム堤体内の施設見学により、東播用水事業の意義と効用への理解を深めてください。

※参加を希望される方は、10月上旬に東播用水土地改良区HPのトピックスに掲載予定の受付窓口からご連絡ください。

一緒に働きませんか！ “職員募集”

東播用水土地改良区では、長期的な人材確保の観点から若い人材を求めています。

農業用水を地域のため池等に届けるための組織運営・水利施設の維持管理業務・用水の供給調整を行う農業団体ですので、国・県・市町の職員との関わりや水利団体の役員や農家との関わりが多くあります。

業務内容は水利施設の管理業務及び総務関係業務となります。

求人条件

年齢層：35歳までの高校卒業以上の方

採用人数：若干名

時期：令和8年4月採用予定

給料等：年齢・経験等を考慮して決定します。

選考方法：①履歴書による書類選考、②レポート提出による選考、③面接の順で決定します。

その他の雇用条件は、下記に問い合わせてください。

【問合せ先】

東播用水土地改良区 総務担当 (0794-87-0545)